

平成19年8月6日

株主各位

埼玉県上尾市大字壺丁目1番地
日産ディーゼル工業株式会社
取締役社長 竹内 寛

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの節は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年8月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県上尾市大字壺丁目1番地
日産ディーゼル工業株式会社 本社会議室

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 全部取得条項付株式の取得に関する決定の件
なお、第1号議案につきましては、普通株主にかかる種類株主総会を兼ねております。

4. 招集にあたっての決定事項

他の株主を代理人として定め議決権を行使される場合は、かかる代理人から当社に対し委任状を提出していただきます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

- （ 1. 議案の内容等につきましては、後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。
2. 「株主総会参考書類」に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nissandiesel.co.jp/IR/index.html>) に掲載させていただきます。 ）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

本年3月に、ボルボ社の100%子会社であるエヌエー株式会社（以下「エヌエー」といいます。）が、当社普通株式及び新株予約権に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、エヌエーは、当社普通株式294,585,705株（総株主の議決権の数に対する所有割合約96.18%）及び新株予約権3,300個を取得し、当社はボルボ社の子会社となりました。

現在、トラック業界におきましては、日本のみならず世界的な環境規制強化が見込まれております。そのため、当社といたしましても今後、相当規模の開発投資を余儀なくされますが、グローバル化に伴う企業競争の激化もあり、投資額に見合った収益をあげていくことは、容易ではありません。

従いまして、当社が将来にわたって利益ある成長を遂げていくためには、ボルボグループから、財務上の支援を得るとともに、ボルボグループとの一体的な経営体制を確立し、迅速な意思決定を下していくことが必要であると考えられます。

以上の理由により、当社は株主の皆様のご了解をいただいたうえで、ボルボ社の完全子会社となるためにつぎの事項を実施することを予定しております。

- ① 本議案における定款の変更により、本株主総会日現在において発行済の当社普通株式（以下「現普通株式」といいます。）について、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を付し、現普通株式を全て、全部取得条項付種類株式（以下「全部取得条項付株式」といいます。）といたします。
- ② 会社法第171条及び上記①による変更後の定款に基づき、本総会第2号議案の決議によって、株主の皆様（当社を除きます。）から全部取得条項付株式の全部を取得させていただきます。
- ③ 全部取得条項付株式の取得対価といたしましては、本議案における定款の変更により、新たに設けられる普通株式（以下「新普通株式」といいます。）とさせていただきます。
- ④ エヌエー以外の各株主の皆様に対して取得対価として割り当てられる新普通株式の数は、1株未満の端数とな

る予定です。また、割り当てられる新普通株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に対しましては、会社法第234条の定めに従い、最終的には現金が交付されることとなります。

本議案は、上記事項を実施するために必要な定款変更を提案させていただくものです。

当社の現普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付株式1株と引換えに、新普通株式0.0000000817株の割合をもって新普通株式を交付する旨の定款の定めを設けるほか、所要の変更を行うものであります。本議案が承認された場合には、当社の現普通株式は全て全部取得条項付株式となります。また、新たに当社の発行する新普通株式の内容については、会社法第108条第2項各号に定める事項の定めのない株式とする旨の規定を新設します。

2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数、単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 本会社の発行可能株式総数は15億1,833万8,000株とし、このうち14億2,334万4,000株は普通株式、9,499万4,000株は優先株式とする。優先株式のうち4,416万4,000株は第I種優先株式、4,416万4,000株は第II種優先株式、666万6,000株は第IV種優先株式とする。</p> <p>2 本会社の普通株式および優先株式の単元株式数は1,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数、単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 本会社の発行可能株式総数は15億1,833万8,000株とし、このうち14億2,334万<u>3,000株</u>は第7条の2に定める内容の株式(以下「全部取得条項付株式」という。)、<u>1,000株</u>は第7条の3に定める内容の株式(以下「普通株式」という。)、9,499万4,000株は優先株式とする。優先株式のうち4,416万4,000株は第I種優先株式、4,416万4,000株は第II種優先株式、666万6,000株は第IV種優先株式とする。</p> <p>2 本会社の全部取得条項付株式および優先株式の単元株式数は1,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p><u>(全部取得条項付株式)</u></p> <p><u>第7条の2</u> 本会社が平成19年8月21日現在において発行済の株式(第Ⅰ種優先株式、第Ⅱ種優先株式および第Ⅳ種優先株式を除く。)は、本会社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</p> <p><u>2</u> 本会社が全部取得条項付株式の全部を取得する場合には、その取得と引換えに、全部取得条項付株式1株につき普通株式0.0000000817株の割合をもって普通株式を交付する。</p> <p><u>3</u> 本会社は、本会社の発行する全部取得条項付株式について、その内容として、会社法第108条第2項第1号から第6号まで、第8号および第9号に定める事項についての定めを設けない。</p> <p><u>(普通株式)</u></p> <p><u>第7条の3</u> 本会社は、本会社の発行する普通株式の内容として、<u>会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p>

3. 効力発生日

本議案にかかる定款変更の効力発生日は、平成19年10月1日といたします。

第2号議案 全部取得条項付株式の取得に関する決定の件

1. 全部取得条項付株式の全部を取得することを必要とする理由
 本議案は、第1号議案1. 変更の理由でご説明申しあげておりますとおり、ボルボグループとの一体的な経営体制を確立し、迅速な意思決定を下していくことが必要であるため、当社が全部取得条項付株式の全部を取得し、ボルボ社の完全な傘下に入ることを提案するものです。

2. 全部取得条項付株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

本議案は、会社法第171条及び第1号議案による変更後の定款に基づき、当社が下記(2)に定める取得日前日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された株主の皆様（当社を除きます。）から全部取得条項付株式を取得し、それと引換えにかかる株主の皆様の有する全部取得条項付株式の数に応じて、取得対価を割り当てさせていただくものです。当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、第1号議案における定款の変更により新たに設けられる新普通株式といたします。また、エヌエー以外の各株主の皆様に対しては1株未満の端数が割り当てられるように、全部取得条項付株式1株につき、0.0000000817株の割合をもって新普通株式を交付します。

当社は、本議案が承認された場合に、株主の皆様へ割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の新普通株式を会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得たうえで、当社が買取ることを予定しております。この場合の新普通株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付株式数に540円（本公開買付けの際のエヌエーによる現普通株式の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 取得日

全部取得条項付株式の取得日は、平成19年10月1日といたします。

(3) その他

本議案に定める全部取得条項付株式の取得は、第1号議案に定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

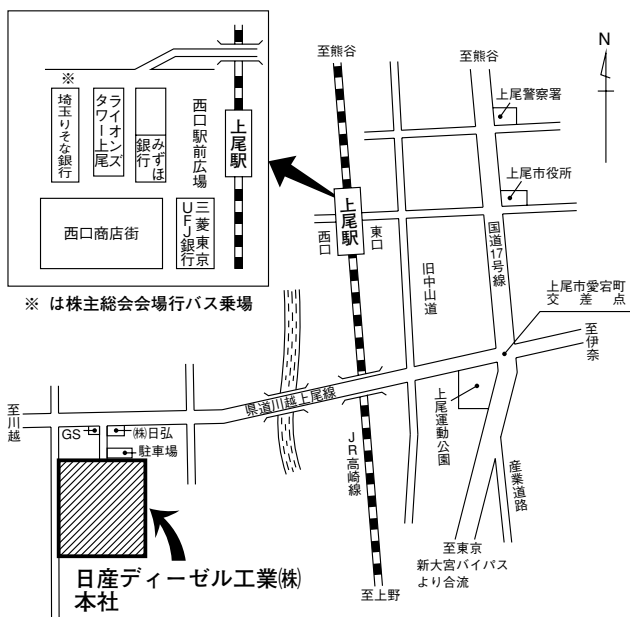
以上



株主総会会場ご案内図

埼玉県上尾市大字壱丁目1番地

日産ディーゼル工業株式会社 本社会議室



交通機関

JR高崎線上尾駅西口より当社送迎バスを運行しておりますのでご利用ください。

(注) 当社送迎バス乗場は上尾駅周辺拡大図をご参照ください。

発車時刻

午前 9 時 20 分 9 時 40 分

(注) 株主総会終了後も上尾駅まで運行いたします。